瀬戸市労働者派遣契約約款 (単価)

令和7年11月1日改正

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に 関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)、労働者派遣事業の 適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(以下「労働者派遣法施行規 則」という。)及びこの約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の設計 書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、 この契約(この約款及び設計図書を内容とする労働者派遣契約をいう。以下同じ。)を履行し なければならない。
- 2 受注者は発注者に対し、受注者の雇用する労働者を派遣し、発注者の指揮命令に従って業務 に従事させ、発注者は受注者に対し、この労働者派遣の対価として契約金額を支払うものとす る。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 4 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、質問、回答及び解除 は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及 び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を所管する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- (個人情報の保護)
- 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害する ことのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。) の取扱いに当たっては、この約款に定めるもののほか、瀬戸市における特定個人情報取扱特記 事項等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者 (受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて業務に従事している者 をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。) の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事 項について定めた書面を発注者に提出する。
- 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 5 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う 従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告す るものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負 う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者 派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他 に再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3

号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)するときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

- 10 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、 受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、受注者が個人情報を削除又は廃棄するに当たっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 受注者が、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。
- 21 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。
- 第2条の2 発注者は、派遣労働者の個人情報を派遣就業の目的以外で使用したり、外部に漏えいしてはならない。
- 2 受注者は、派遣労働者に対して、前条に規定する受注者の義務を受注者と同様に遵守しなけ

ればならず、かつ、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護については発注者の職員と同等の責務を有することを周知しなければならない。

- 3 受注者は、この契約による業務に関する個人情報の取扱いに関する派遣労働者の義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 4 受注者は、派遣労働者に対して、この契約において使用する個人情報を無断で漏えいし、又は第三者に提供しないよう指導するものとし、派遣労働者のこれら行為について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、受注者が派遣労働者と締結する労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の 取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 6 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。 (受注者の履行義務)
- 第3条 受注者は、発注者に対して、設計図書に定める要件及び条件のほか、この契約書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、発注者と受注者とが協議の上設計図書が変更された時は、変更された設計図書に従って実施しなければならない。 (派遣業の届出)
- 第4条 受注者は、この契約を締結するにあたって、あらかじめ発注者に対して労働者派遣事業 の許可を受けていること又は届出を行っていることを明示しなければならない。
- 2 受注者は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、この契約期間中に、労働者派遣法第10条に定める有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(契約の内容等)

第5条 発注者及び受注者は、受注者が発注者に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法第26条 及び労働者派遣法施行規則第21条の規定により、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、 就業時間その他労働者派遣に必要な細目について、設計図書又は個別契約等により定めなけ ればならない。

(派遣労働者)

- 第6条 受注者は、労働者派遣をするときは、あらかじめ労働者派遣法第35条に定める事項を 発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、派遣労働者が不適当であると合理的に認められたときは、その事由を明示し受注者に交代を求めることができる。

(派遣金額)

- 第7条 派遣金額は、契約金額に実労働時間を乗じて得た額に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額とし、1円未満の端数金額が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 1日の実労働時間が8時間を超える勤務に対する派遣金額は、前項の金額に100分の1 25を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の派遣金額には、受注者がこの契約を履行するために必要な経費一切を含むものと する。

(就業の確保)

- 第8条 受注者は、発注者と協力してこの派遣業務が円滑に遂行できるよう、派遣労働者に対し、 適正な管理を行うものとする。
- 2 受注者は、労働保険及び社会保険の適用手続を適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うものとし、その経費負担は受注者が負うものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに、受注者の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続を行う場合にはこの限りでない。
- 3 受注者は、労働基準法に基づき、派遣労働者には派遣業務に支障のない範囲において有給休暇を取らせるものとし、その経費負担は受注者が負うものとする。
- 4 発注者は、前項により派遣労働者が有給休暇を取得する場合には、受注者に対してその期間中に代理の派遣労働者の派遣を要請することができるものとし、受注者は、発注者から代理の派遣労働者の派遣要請があった場合には、可能な限りその要請に応じなければならない。また、代理の派遣労働者に対する契約金額等の諸条件は、この契約に準じるものとする。

5 発注者は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を発注者の業務に支障のない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

(派遣業務指揮)

第9条 派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、発注者が定めた指揮命令者の指示に従う ものとする。

(機密保持)

- 第10条 発注者及び受注者は、派遣業務の履行上知り得た機密情報を他の目的に使用してはならない。また、相手方の事前の書面による同意がある場合又は法令による開示を求められた場合を除き、第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。
 - (1) 既に公知の情報又は公知となった情報
 - (2) 権限を有する者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 機密情報を利用することなく独自に作成した情報
- 2 前項の機密保持義務に違反したことにより発注者、受注者または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 3 この条の規定は、この契約の終了又は解除後も効力を有する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(派遣業務の変更等)

- 第13条 発注者は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容がこの契約に定める派遣基準単価、派遣期間その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。
- 2 前項の規定による変更等によって受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し、当該変更された派遣業務の内容に係る派遣金額相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(報告等)

- 第14条 発注者は、派遣労働者の派遣就業に係る勤務報告書を契約期間中の月末ごとに作成 し、受注者に報告するものとする。
- 2 受注者は、派遣業務が完了したときは、完了届を提出するものとする。 (検査)
- 第15条 発注者は、前条第2項の通知があったときは、当該通知を受理した日から10日以内 に通知内容の検査を実施しなければならない。

(派遣金額の支払)

- 第16条 受注者は、前条の規定による検査の後に、発注者の指定する支払請求書によって、派 遺金額の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に 派遣金額を支払わなければならない。

(損害賠償)

第17条 派遣労働者が、発注者の業務の執行につき、故意又は過失により、発注者に損害を与えたときは、発注者は受注者に対し、その損害額の賠償を請求し、又は、求償することができる。

(権利の帰属)

第18条 この契約に基づき派遣労働者が派遣期間中に得た成果についての一切の権利は、発 注者に帰属するものとする。

(苦情の処理)

第19条 発注者は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申し出があった時は、速やかに その内容を受注者に通知し、発注者と受注者とが協議して迅速かつ適切な処理を行うものと する。 (発注者の任意解除権)

- 第20条 発注者は、派遣業務が完了するまでの間は、次条から第24条までの規定によるほか、 必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたと きは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして 軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 派遣期間中において、正当な理由がなく派遣労働者を配置しないとき。
 - (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行にあたり、不正な行為 をしたとき。
 - (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の検査の実施にあた り、検査を行う者の指示に従わないとき又はその職務を妨害したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除を することができる。
 - (1) 第11条の規定に違反して派遣代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 派遣業務を履行することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する ことができないとき。
 - (5) 派遣業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなけ れば契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその 時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をして も契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る発注者の催告によらない解除権)

- 第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき(受注者が共同企業体である ときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。) は、直ちにこの契約を解除する ことができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないもの とする。
 - (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常 勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与してい る者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その 他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を 代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) に暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴 対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その 組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がい ると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」とい う。) 若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法 人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しく は運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められるとき。

- (5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の 相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契 約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣代金債権を譲渡したとき。
- (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 (談合その他不正行為に係る発注者の催告によらない解除権)
- 第24条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
 - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第32条において同じ。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第32条第2項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第32条第2項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第21条各号、第22条各号又は第23条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第21条、第22条又第23条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者による労働者派遣の停止)

- 第26条 受注者は、次の各号の事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合、受注者は発注者に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、提供を停止する日及び その期間を通知するものとする。
 - (1) 発注者が派遣金額の支払いを遅滞したとき。
 - (2) 発注者がこの契約の各条項に著しく反したとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、発注者の責めに帰すべき事由により受注者の派遣業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
- 2 発注者は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、受注者に対して派遣金額の支払いを拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

(受注者の催告による解除権)

第27条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすること ができる。
 - (1) 第13条の規定により派遣業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第13条の規定による派遣業務の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条 第27条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害 の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に派遣業務を完了することができないとき。
 - (2) 第21条から第23条までの規定により派遣業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、派遣金額(契約金額に予定労働時間を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額)の10分の1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第21条から第23条までの規定により派遣業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 派遣業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律 第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、未履行部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて得た額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき又は損害金が100円未満であるときは、 その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第1項から第3項まで又は第5項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害金等を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。
- 8 第2項及び第5項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規 定する額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することがで きる。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第31条 受注者は、第24条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、派遣金額(契約金額に予定労働時間を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額)の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、派遣金額(契約金額に予定労働時間を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額)の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 第24条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止 法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 第24条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀 者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償 金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができ る。
- 4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を 連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、 代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第32条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第16条第2項の規定による派遣金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 3 前項の利息に100円未満の端数があるとき又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は請求することができない。

(派遣労働者の雇用の安定を図るための措置)

- 第33条 この契約の解除にあたっては、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置として発 注者と受注者は次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 発注者は、専ら発注者に起因する事由により、この契約の契約期間が満了する前の解除を 行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、この契約の解除を行おうとす る日の少なくとも30日前までに受注者に解除の申入れを行うものとする。
 - (2) 発注者及び受注者は、この契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらずにこの契約の解除を行った場合には、就業をあっせんする等により、この契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
 - (3) 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によりこの契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくともこの契約の解除に伴い受注者がこの契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、受注者が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、受注者がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、発注者による解除の申入れがこの契約の解除を行おうとする日の30日前までに行われなかったことにより受注者が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの規制が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、発注者及び受注者の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 発注者は、この契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、この契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにすることとする。

(契約終了時の派遣業務引継、移行支援等)

- 第34条 この契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、受注者は当該派遣業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。
- 2 前項に規定する必要な措置又は支援の具体的な内容については、発注者と受注者とが協議の上定める。

(補則)

第35条 この約款に定めのない事項については、瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第18号)によるほか必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。